【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年11月29日

【報告者の名称】 株式会社新生銀行

【報告者の所在地】東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号【最寄りの連絡場所】東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

【電話番号】 03-6880-7000(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務管理部セクションヘッド 平山 實

【縦覧に供する場所】 株式会社新生銀行大阪支店

(大阪市北区小松原町2番4号) 株式会社新生銀行名古屋支店

(名古屋市中村区名駅三丁目28番12号)

株式会社新生銀行大宮支店

(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1)

株式会社新生銀行柏支店

(千葉県柏市柏一丁目4番3号) 株式会社新生銀行横浜支店

(横浜市西区南幸一丁目1番1号)

株式会社新生銀行神戸支店

(神戸市中央区三宮町三丁目7番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当行」とは、株式会社新生銀行をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、SBI地銀ホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「SBIHD」とは、SBIホールディングス株式会社をいいます。
- (注4) 本書中の「SBIHDら」とは、公開買付者及びSBIHDを総称していいます。
- (注5) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注6) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出事由】

2021年9月17日付で提出した意見表明報告書(2021年10月1日、同月7日、同月21日及び11月26日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (1) 本公開買付けに関する意見の内容
- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】 訂正箇所には下線を付しております。

EDINET提出書類 株式会社新生銀行(E03530) 訂正意見表明報告書

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付者は、公開買付者が2021年9月10日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の訂正届出書を2021年9月30日に提出し、公開買付期間の末日を2021年10月25日から2021年12月8日に変更し、本公開買付けに係る決済の開始日を2021年12月15日に変更したとのことです。

(訂正後)

<前略>

なお、公開買付者は、公開買付者が2021年9月10日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の訂正届出書を2021年11月26日に提出し、公開買付期間の末日を2021年12月8日から2021年12月10日に変更し、本公開買付けに係る決済の開始日を2021年12月17日に変更したとのことです。

以 上